

JPCA NEWS

公益社団法人日本写真家協会(JPS)
公益社団法人日本広告写真家協会(APA)
一般社団法人日本写真文化協会(文協)
日本肖像写真家協会(日肖像)
一般社団法人日本写真作家協会(JPA)
全日本写真連盟(全日写連)
一般社団法人日本スポーツプレス協会(AJPS)
一般社団法人日本自然科学写真協会(SSP)
日本風景写真協会(JNP)
公益社団法人日本写真協会(PSJ)
一般社団法人日本スポーツ写真協会(JSPA)

正会員団体



「Laforet Grand Bazar ポスターのための作品」
photo:白鳥真太郎 HJPI32020000428

CONTENTS

LATEST NEWS / 最新ニュース

正会員団体 新会長就任挨拶 p2

写真分野で初の「文化勲章」田沼武能氏
2018年度 JPCA通常総会を開催
JPCA共催事業「著作権セミナー」を開催 p3

SPECIAL REPORT / スペシャルレポート

フォトコンテストに蔓延する
「著作者人格権不行使特約」について p4

SERIES / シリーズ著作権解説

デジタル写真に「著作権情報」を入れる p6

QUESTION / ANSWER / 一問一答

仏像を撮影した写真の権利について p7

正会員団体 新会長就任挨拶



会長 野町和嘉

公益社団法人 日本写真家協会 / JPS

本年5月の定時会員総会の承認により、公益社団法人日本写真家協会の会長に就任いたしました。写真家を取り巻く環境は、10年前には想像も出来なかったスピードで変化を遂げています。いまや誰もが、瞬きする程度でシャッターを押し、そして瞬時に発信した情報が国境を越えて世界を駆け巡る時代です。写真も含め映像はただで見るものとする社会通念が定着しつつある時代に、職業写真家がどう生き延びてゆくのか、重い課題であることに違いありません。そして紙媒体に代わって電子媒体の比重が大きくなるにつれ、人々の著作権意識をいかに高めてゆくのか、私たちに課せられた共通の課題として粘り強く取り組んでいかねばならないと心しているところです。



会長 田中秀幸

一般社団法人 日本写真文化協会 / 文協

2019年6月より堀前会長の後任として、一般社団法人日本写真文化協会(文協)の会長に就任いたしました。よろしくお願ひ致します。文協は全国の写真館を中心とした協会で、日本の文化、習慣、風俗に寄り添った写真、また地域のアーカイブ、家族の絆を写真に残すことが我々の大切な仕事です。この大切な資産である写真文化を守り、これからの若い人達にとって写真館を希望の持てる魅力ある場所にしていく環境作りが私に与えられた仕事だと思っています。プリント主体であった我々の仕事もデータでの納品、Web上での開示などが多くなり、著作権の問題は益々重要視されています。その為にも、一般社団法人日本写真著作権協会への期待と、より一層の協力体制を整えてまいりたいと考えております。



会長 三輪晃士

一般社団法人 日本写真作家協会 / JPA

スマートフォンの普及やソーシャルネットワークの拡がりにより、写真はより身近なものになりました。一方で、インターネット上での写真の拡散による「著作権」や「プライバシー権」に関するトラブルも後を絶ちません。また、著作物の保護期間が著作者の死後70年に延長されたことにより、著作権への意識が高まるなか、インターネット社会における著作者不明(オーファン)作品の増加も危惧されてもいます。一般社団法人日本写真作家協会は、「写真著作権の擁護と、写真作品の公正な利用促進」のため、全国での「著作権セミナー」をJPCAとの共催事業によって開催させていただいております。今後とも、写真作家を中心とする協会として、写真文化と写真芸術の発展に寄与すべく、活動を推進してまいります。



代表理事 赤木真二

一般社団法人 日本スポーツプレス協会 / AJPS

日本スポーツプレス協会(AJPS)は、現在170人のジャーナリストとフォトグラファーが在籍しています。スポーツを報道する上で新聞や放送とは角度の違う記事の執筆・スポーツ写真の撮影を求められるフリーランスのスポーツジャーナリストの協会です。この原稿を書いている2019年10月は、ラグビーワールドカップ日本大会の真最中で、まさに西に東に取材の毎日です。更に、来年にはオリンピック・パラリンピック2020の開催を控え、都内各所の新設競技場の建設も佳境を迎えています。デジタルコンテンツのデータ管理が難しさを増す昨今、各人の著作物の管理に一層の安全性と利便性を求めていく協会でありたいと思っています。

写真分野で初の「文化勲章」田沼武能氏

2019年(令和元年)度の文化勲章を田沼武能氏が、写真の分野で初めて受章した。文化勲章は1937年(昭和12年)2月11日勅令第9号文化勲章令で「文化の発達に関し勲績卓絶なる者に賜う」と定められている。授章の分野は学術、芸術、貢献などに分けられ、芸術では日本画、洋画、小説、映

画などの受章者がいる。しかし、写真家の受章は82年目の今回が初となる。田沼氏への受章インタビュー記事は、次号『JPCA News vol.23』を予定している。

記:酒井憲太郎

2018(H30)年度 JPCA通常総会を開催

2019年9月27日、東京半蔵門JCIIビルに於いて、通常総会が開かれた。

第一号議案/2018年度の事業報告、第二号議案/決算報告があり審議の結果承認可決された。第三号議案/2019年度事業計画案、第四号議案/予算案が詳細に報告説明がされ、第五号議案/理事改選についての報告がされた。第六号議案/議事録署名人選出も同時に審議され承認可決された。

続いて開催された理事会にて代表理事:田沼武能、副会長:野町和嘉、白鳥真太郎、堀 恵介、専務理事:松本徳彦、常務理事:瀬尾太一が選出された。



photo:足立 寛 HJPI320110001975

記:足立 寛

JPCA共催事業「著作権セミナー」を開催

「著作権」や、いわゆる「肖像権」を学ぶことで、撮影時の心掛けやトラブルなどの対応に役立てていただくため、日本写真著作権協会(JPCA)と日本写真作家協会(JPA)の共催による「著作権セミナー」を2019年9月29日、高知新聞放送会館(高知県高知市)高新文化ホールにおいて開催しました。講師は、ニューヨークを中心に作品の撮影、発表をしている写真家・棚井文雄氏(JPA副会長、JPCA理事)がつとめました。高知県「県展」写真部門への挑戦や、県内外の写真団体で活動する写真愛好家の方々に参加いただきました。

まずは「著作権法」の基本が解説され、一部の公募展において慣例化されている「著作権」を主催者に譲渡させることや「著作者人格権」を行使させないことの現状が具体的に示されました。そして、著作者(撮影者)がこの条件で公募展に応募した場合、自分の「作品」がどのようなことになってしまうのかが詳しく説明された際には、会場からどよめきが起こりました。作品応募



高新文化ホール会場風景
photo:岩崎 勇 HJPI320610000235

の際には、募集要項の「著作権」関連項目に注目し、著作者として「著作権」と「著作者人格権」をどのように守るべきか、その注意喚起が行われました。

次に、多くの公募展応募者の方々が心配されている「肖像権」への配慮について基本情報を解説したのち、幾つかの関連訴訟の判例と判決理由を会場の参加者と共に検証し、撮影時に心掛けるべきことや、トラブル時の対応を具体的に示しました。解説の合間には、棚井氏がパリやニューヨークなどで撮影した作品を例に挙げ、立ち止まって考えるのは「発表」の時点であり、写真家はまず撮影する、目撃したことを「撮るべき」であると強調しました。参加者からは、「著作権の大切さと、撮影時に注意すべきことがよくわかった」「肖像権が心配でスナップ写真を撮るのが怖くなっていたが、棚井氏の作品を見て共感を覚えた、あのような写真を自分も撮影してみたい」などの感想が聞かれました。

同日、第73回「県展(写真部門)」の講評会が、高知県出身の写真家・野町和嘉氏(日本写真家協会会長、JPCA副会長)によって行われ、棚井氏も出席する懇親会の最中、入選・入賞者速報があり、参加者とともに大いに盛り上がりました。

記:日本写真作家協会 岩崎 勇

フォトコンテストに蔓延する「著作者人格権不行使特約」

2017年、とある自治体が路面電車の写真を公募した応募要項の文言が撮影者の権利を完全に無視しているとして衝撃が走りました。それは、応募作品全てについて財産権である著作権の譲渡だけでなく、譲渡することのできない「著作者人格権」の不行使までも強要していたからでした。

同コンテストには賞金はなく、書籍に掲載するのを目的として広く一般に作品募集を呼びかける内容でした。

著作者人格権とは

著作者人格権については、JPCA NEWS vol.20 シリーズ著作権解説 6 でも取り上げていますが、著作者の人格的利益の保護を目的とした権利で、下記の3つの権利が柱となっています。

■公表権

著作物(写真など)を公表できる権利のことで、公表するか否かや、公表の方法・形式・時期を決定できる

■氏名表示権

写真の公表に際し、撮影者の実名もしくは変名(ペンネーム)を著作者名として表示するか、又は著作者名を表示しないかを決定できる権利

■同一性保持権

著作者の意に反して、著作物及びその題号の変更や切除その他の改変を禁止する権利

応募要項は契約書

応募要項は契約書的一种であるとされていますが、「著作者人格権に基づく権利行使」ができないとなれば、撮影者の氏名も表示されず、撮影者の意図と正反対の使われ方や、改変が行われたとしても文句を一切言えないことになってしまいます。

冒頭の自治体による写真募集問題発覚後も、大手食品会社によるコンテストや地方都市と商工会が開催した参加費を徴収する写真コンテスト、さらには写真業界とも密接な関係にある大手精密機器メーカーの応募要項で「著作者人格権不行使」を明記するなど、写真コンテスト全体に「著作者人格権不行使特約」が蔓延しつつあり、「著作者の人格的利益の保護」が目的の著作者人格権は危機的な状況にあると言えます。

「著作者人格権不行使特約」を明記した応募要項事例

事例1【自治体による路面電車の写真募集】2017年

- 応募作品の著作権は主催者に帰属する
- 作品を応募者の承諾を要することなく無償で公表、複製、展示、印刷、頒布及び上映する非独占的な権利を永久に有する
- 応募者は著作者人格権に基づく権利行使をしない

事例2【食品会社による絵画コンクール(写真部門あり)】2018年～

- 応募作品の所有権並びに入賞作品の著作権は、主催者、共催者に帰属する
- 著作者人格権を行使しないことを前提とする

事例3【地方都市で開催された24時間滞在型フォトコンテスト】2019年

- 提出作品の著作権は、主催者に帰属する
- 応募された作品は、出版物、Webサイト、広告、宣伝等で使用する
- 主催者が認めた企業等が、作品を使用した商品販売等により益金が生じた場合には、益金の一部を主催者に納める
- 撮影者は、著作者人格権を行使しない*

*「著作者人格権」は著作者だけに属するもので、他人に譲ることはできない」と明記しているが、『主題を明確にするためにトリミングやデザイン処理で加工する可能性があり、「著作者人格権を行使しない」ことをお願いしている。』としている。

事例4【大手精密機器メーカーフォトコンテスト】2019年

- 入賞作品の著作権は、撮影者に帰属する
- 主催者は、入賞作品を無償で使用する権利を有する

- ・主催者及び関連グループは、イベント・展示会、印刷物、ウェブサイト、広告宣伝物等において入賞作品を複製、表示、掲載、公表、展示、頒布、上映等する
- ・入賞作品を改変(切除及び色合いの変更等)して使用することがある
- ・入賞者は、主催者及び関連グループに対し、著作者人格権に基づく権利の主張を一切行わない

(応募要項は一部要約しています)

「著作者人格権不行使特約」蔓延の背景

無条件での著作権譲渡や利用期間を定めず無償で永久に使用できるとの記述も問題であり、早急な対応が求められています。『著作者人格権不行使』の記述が増えている現状について、法学博士である齊藤博氏は次のように痛烈に批判しています。『募集する側は、第三者の権利を侵害しないよう、肖像本人の同意を求め一方で、応募作品については応募者の著作者人格権を無造作に扱う様はいかにも乱暴であり、手前勝手である。……中略……今の時代、このようなことが文明先進国で行われていることには驚くばかりである。』(日本写真家協会会報168号 著作権研究(連載43)より)

近年「著作者人格権不行使」の記述が目につくようになった背景には、広告宣伝費をはじめとする予算の大幅削減が無関係ではないでしょう。

安価な費用で「展示会、印刷物、ウェブサイト、広告宣伝物等において入賞作品を複製」することが目的でフォトコンテストを利用していると言えるでしょう。

応募した時点での著作権譲渡や著作者人格権不行使を強要する前述の自治体や地方都市による応募要項については、明らかに全ての権利を主催者のモノにするという意図が透けて見え、それこそ「乱暴で手前勝手」な行為と言えます。

他の事例については乱暴な記述も散見されるものの、

単純に改変使用に際して、いちいち著作者に許諾を求めるのが面倒であるから、「著作者人格権不行使」との文言を記述しているだけなのかもしれません。

もしそうであれば、常識の範囲内の改変なら応募要項中に、どのように改変する可能性があるのかを具体的かつ丁寧に記述することで十分解決でき、「著作者人格権不行使特約」を明記する必要はないはずです。

著作者人格権は一身専属権

問題は、「著作者人格権不行使」との文言を著作者の権利を必要以上に制限するため、まるで和歌における枕詞と被枕詞の関係のように、「著作者人格権」と「不行使」とがセットで安易に使われていることです。

著作権譲渡に関しては、著作権法で「一部又は全部を譲渡することができる」と定められていますので、相応の賞金や名誉等によって応募者が納得した場合には、契約が成立していると思われます。

一方、著作者人格権は人格と結びついた一身専属権であって、譲渡できません。

我が国の著作権法は、「著作者のこだわりや信条を大切にすることが根底にある大陸法に基づいていますので、写真等の著作物の未知の改変までを含めて「著作者人格権不行使」を包括的に応募者に求めることは公序良俗に反する行為と言えるでしょう。

「著作者人格権不行使特約」を明記することで、主催団体や企業にコスト削減をもたらすかも知れませんが、同時に「人格に配慮しない企業や団体」とみなされてマイナスイメージとなり、結果として損する可能性があります。

フォトコンテストの応募要項に便利な言葉として「著作者人格権」と「不行使」との組み合わせが蔓延しつつある現状を一刻も早く正す必要があるでしょう。

記：加藤雅昭



photo:田井宏和 HJPI320810000584

⑧ 写真に名札を付けよう!

— デジタル写真に「著作権情報」を入れる —

写真は著作物で、登録などをしなくても著作権が与えられ(無方式主義)、例外はありますが、撮影者が著作権者となります。したがって写真に「著作権情報」として撮影者の名を記すことは、とても大事です。

写真に名札を付けよう!

写真は小説、音楽、美術などと同様、著作物で著作権があります。写真の著作権は撮影者に与えられ、撮影者が著作権者になります。ただし会社などの法人で職務として撮影した写真は、条件を満たせば職務著作となり、その場合は撮影者でなく、職務を命じた法人が著作権者になります。例外はありますが、写真の著作権者は一般に撮影者なので、写真に撮影者、著作権者は誰かという「著作権情報」を付けることは非常に重要です。

フィルムが主流だった時代には、ネガフィルムで撮影した写真はプリントにして、その裏などに著作権者名を記し、ポジフィルムの場合はマウント(フィルムを1コマずつ入れるケース)に著作権者名を記し、「名札」にしました。ではデジタル写真の場合は「名札」はどこに付けたらよいのでしょうか。

Exif情報を「名札」として利用する

デジタル写真を撮影すると、JPEGなどの画像データは、撮影日時や露出時間、絞り値、ISOなどの撮影情報とともにExif形式のファイルとして保存されます(ただし画像がJPEGなら、Exif形式で保存されてもファイルの拡張子は変わらず「.jpg」と表示されます)。Exif(イグジフまたはエグジフと呼ばれます)とはExchangeable image file formatの略で、JPEGなどの画像データとその撮影情報など(以下Exif情報と記します)を一緒に保存するファイル形式のことです。このExif情報の中に撮影者の名を入れて「名札」にすることができます。

Exif情報は、パソコンで容易に見ることができます*。このExif情報の中に「作成者」「著作権者」の項目があります。デジタルカメラで撮影者名や著作権者名を設定できるカメラでは、あらかじめそれらを入力しておけば、撮影者名が「作成者」に、著作権者名が「著作権者」と

してExif情報に自動的に記録されて「名札」となります(写真参照)。日本写真著作権協会が附番する著作権者IDを持っている人は「著作権者」の項目にこのIDを入れるとさらに強力な「名札」になります。

Exifは1994年に富士写真フィルム(現 富士フィルム)が開発・提唱し、その後、日本電子工業振興協会(現一般社団法人電子情報技術産業協会)によって標準化されました。対応画像は、JPEG、TIFF、JPEG XR(HD Photo)です。

カメラ側からExif情報に「著作権情報」を書き込めるようになったのは、2008年7月発売のニコンD700からで、現在、ニコン、キヤノン、ペンタックス(リコー)、オリンパスなど、日本の各カメラメーカーのフラッグシップモデルを中心に多くの機種に「著作権情報」機能が取り入れられています。インスタグラムなどのSNSで写真を公開すると、誰が撮ったかわからなくなったり、不正に使用されたりすることも多くなります。Exif情報は書き換え可能という欠点もありますが、現状では著作権者を特定する有効な手段なので、自分のカメラを調べて、ぜひ「著作権情報」機能を使うことをお勧めします。

記：田井宏和

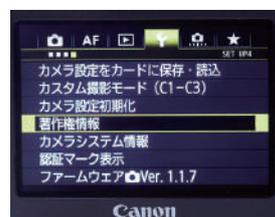


写真1



写真2



写真3

「著作権情報」の表示画面(写真1、2)と入力画面(写真3)(キヤノンEOS-1D X Mark IIの例)

*Windows PCでは画像を右クリックして「プロパティ」を表示させて「詳細」を左クリックするとExif情報が見られます。

QUESTION

仏像を撮影した 写真の権利 について

仏像に興味があり、展覧会に足を運んだことをきっかけにお寺巡りをして撮影をしています。このように寺院で仏像を撮影した場合、撮影者と仏師に権利があると思いますが、仏像を所有している寺院の権利はどうなりますか？ また、ネットなどにある昔の仏像の写真を使用する場合には、写真家、仏師、寺院の三者の許諾が必要なのでしょうか？

JPCAからの回答

ANSWER

「日本美術」は世界的にも注目されていますが、ここ数年、国内でも「仏教美術」展が盛んに開催され、多くの「仏像」ファンの人気を集めているようです。インド仏教がやがて日本へ伝わり、信仰対象として表現された「仏像」ですが、その表情は歴史とともに変化しているようで、仏師がどんな気持ちでそれぞれの仏像を造り上げたのか、そのことについて想いを馳せると、思わずカメラを向けたいくなることでしょう。

さて、はじめに仏師の権利ですが、江戸期以前に造られた仏像の制作者の著作権は、既に保護期間が満了しています。明治以降に制作されたものにつきましては、著作権の保護期間中であるかどうかを確認する必要があります。期間内であれば仏師の許諾が必要となります。

写真の権利(著作権)は撮影者にありますので、仏師の権利と同様に撮影時期を確認の上、保護期間中であれば利用に際して許諾を得ることになります。ただし、絵画などの平面物を撮影(複製)している場合には、それに対して撮影者に著作権は発生していません。

対象となる仏像を所有している社寺の権利は、基本的には所有権であり、写真を使用する際に権利処理の必要はないと考えられます。ただし、仏像は美術の著作物であると同時に宗教上の信仰の対象であり、それを所有する社寺が長期間の保存、管理をしているとして、その仏像や宗教的な美術品などの写真を利用する場合には、写真の保護期間が満了していたとしても、社寺との覚書を交わしたり、対価を支払うなどの商習慣も存在しますので、許可を取ることをお勧めいたします。

また、そもそも撮影を禁止しているところもありますので、「撮影禁止」表示の確認や、敷地内での撮影が可能であるのかを事前に確かめることも大切です。

記：棚井文雄



第3回「笹本恒子写真賞」受賞記念展

吉永友愛 写真展

「キリシタンの里 - 祈りの外海」

12月19日(木)～25日(水)

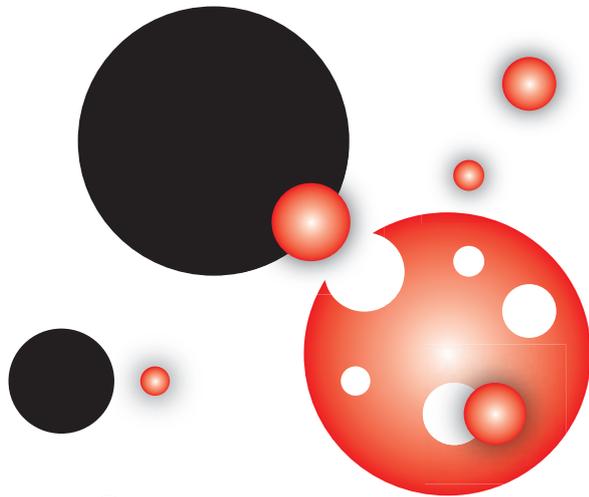
アイデムフォトギャラリー「シリウス」

160-0022 東京都新宿区新宿1-4-10 アイデム本社ビル2F

開館時間:10:00-18:00 Tel:03-3350-1211

「笹本恒子写真賞」は日本初の女性報道写真家・笹本恒子氏の「時代を捉える鮮鋭な眼と社会に向けてのヒューマニズムな眼差しに支えられた業績」を顕彰し、その精神を引き継ぐ写真家の活動を支援することを目的とする。

写真家に知っておいいただきたい著作権のこと



あなたが写真を撮った瞬間に、
写真の著作権はあなたの**財産**となります。
そのために何の**登録**も必要としません。

あなたの写真は、著作権というとても**強い権利**で、
あなたの**死後70年**に渡って守られます。
しかし、著作権を**譲渡する契約**が交わされた写真は、
その**権利を失い**、回復することは**困難**です。

写真家はでき得る限り、
「写真の著作権を**保持**すべきである」
と私たちは考えます。

写真著作権を大切に



一般社団法人
日本写真著作権協会

<https://jpca.gr.jp> 〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 JCIIビル403

〔正会員団体〕 公益社団法人日本写真家協会／公益社団法人日本広告写真家協会／一般社団法人日本写真文化協会／日本肖像写真家協会／一般社団法人日本写真作家協会／全日本写真連盟
一般社団法人日本スポーツプレス協会／一般社団法人日本自然科学写真協会／日本風景写真協会／公益社団法人日本写真協会／一般社団法人日本スポーツ写真協会

この広告は、公益社団法人日本複製権センターからの分配金による公益事業の一環として制作されています。



発行 一般社団法人日本写真著作権協会

発行人 田沼 武能

URL : <https://jpca.gr.jp>

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル403

TEL : 03-3221-6655 FAX : 03-6380-8233

表紙の写真 「Laforet Grand Bazar ポスターのための作品」

コメント:ラフォーレ原宿のバザール告知の作品です。バザールに急ぐために火の元に御注意下さいというメッセージでビジュアルのインパクトで目を引く作品に仕上げました。2019年11月からの個展に展示されます。